判定番号
H17-001号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-002号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。許可申請に関しては、原則として包括同産基準に該当する必要があります。事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H30-216号にて判定範囲変更

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-003号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年4月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-004号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-005号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年4月7日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-006号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年4月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-007号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-008号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年4月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-009号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-010号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（6）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-011号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-012号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（6）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-013号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-014号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年4月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-015号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（6）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-016号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-017号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-018号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-019号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に敦当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H17.6.21協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-020号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-021号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年4月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-022号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-023号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年4月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-024号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-025号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年4月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

判定番号
H17-026号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において①は包括同意基準2、②は包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-027号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年4月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-028号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年4月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-029号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-030号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-031号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年4月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-032号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年4月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-033号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-034号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年4月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-035号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-036号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-037号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（6）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-038号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H30-198号にて判定範囲変更

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-039号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-040号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-041号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H19.11.21協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-042号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H18.11.22協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-043号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-044号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-045号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②③ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において②包括同意基準3-（4）に、③は包括同意基準3-（5）該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-046号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H17.5.29協定済、H17.10.19再協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-047号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-048号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-049号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-050号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-051号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月16日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H17.6.21一部協定済、市道供用開始に伴いH30-220号にて一部範囲変更

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-052号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-053号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-054号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同幕基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-055号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-056号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月16日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-057号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月16日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-058号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同産基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-059号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月19日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-060号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-061号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において①は包括同意基準3-（5）に、②は包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H27.8.25一部協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-062号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-063号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-064号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-065号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-066号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-067号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-068号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-069号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-070号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-071号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-072号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-073号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-074号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-075号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H3-5号判定一部変更

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-076号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年5月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-077号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年5月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H19-345号一部見直し

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-078号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H17.9.28協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-079号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-080号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査とたります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H17.7.1協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-081号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年6月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-082号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-083号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	□　建築基準法第42条第2項による道路 □　建築基準法第42条第1項第3号による道路 □　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） □　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	県道区域であり、４２－１－１扱い	

上記のとおり判定する。

平成17年6月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-084号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-085号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。 （2）に該当するか、調査必要。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-086号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-087号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-088号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-089号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-090号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年6月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-091号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-092号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H17.1.17一部協定済
R7.3.26 協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

判定番号
H17-093号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同悉基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-094号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年6月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-095号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年6月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-096号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年6月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-097号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年6月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-098号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。一部姫路市道。	

上記のとおり判定する。

平成17年8月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-099号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-100号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-101号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年6月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-102号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-103号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

R7.1.9　一部協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

判定番号
H17-104号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-105号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年6月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-106号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判断結果 （別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地 （認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

R7.1.20　一部協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

判定番号
H17-107号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☑　①　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-108号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H15-208号で市道と誤って判定していた

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-109号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43号第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月4日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-110号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年7月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-111号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☑　①　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-112号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年7月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-113号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年7月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

市道供用開始に伴いH30-219号にて取消し

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-114号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年7月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-115号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-116号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-117号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において①は包括同意基準2に、②は包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-118号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-119号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指漢課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-120号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年7月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-121号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-122号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-123号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-124号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-125号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-126号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）又は3-（6）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

一部協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

判定番号
H17-127号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-128号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同葱基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年7月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-129号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-130号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H17.10.7一部協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-131号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年7月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-132号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-133号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年7月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-134号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②③　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年8月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-135号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月29日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-136号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年7月29日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-137号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年8月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-138号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年8月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-139号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年8月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-140号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年8月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-141号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年8月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-142号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年8月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-143号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ①② 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ①② 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年8月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-144号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年8月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-145号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年8月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-146号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年8月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-147号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年8月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H18.2.7協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-148号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	道路幅員が4m以上あり、全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年8月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-149号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年8月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-150号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年8月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-151号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）又は（6）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年8月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-152号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年8月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-153号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年8月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-154号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年8月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-155号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において①は包括同意基準3-（5）に、②は包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年8月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H17.12.19一部協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-156号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年8月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-157号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年8月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-158号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年8月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-159号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年8月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H9-52号の再判定

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-160号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年8月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-161号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年8月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-162号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年8月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-163号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-164号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-165号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-166号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-167号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-168号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-169号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において①は包括同意基準3-（4）に、②は包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。一部協定有。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H17.9.7一部協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-170号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H17.9.27協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-171号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43号第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-172号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-173号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-174号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-175号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

※H31-012号にて判定範囲変更

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-176号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月7日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-177号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月7日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-178号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-179号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-180号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-181号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

※②について、R7.2.27に私道の変更・廃止に伴い道路種別の一部変更

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

判定番号
H17-182号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-183号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-184号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	道路幅員が4m以上あり、全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-185号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-186号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-187号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-188号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-189号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-190号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-191号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-192号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-193号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-194号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-195号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-196号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-197号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-198号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-199号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談（たさ-（。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-200号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-201号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-202号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-203号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-204号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-205号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-206号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月29日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-207号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ② 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-208号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月29日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-209号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月29日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-210号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年9月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-211号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年9月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-212号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H18.3.17協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-213号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-214号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年10月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-215号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項たたしぎの許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-216号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H26.12.16通路確約済、H30.10.1通路確約延長

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-217号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-218号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-219号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-220号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-221号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）、（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H11-28号の再判定、H11.8.31協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-222号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、幅員4m以上の部分は法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に、幅員4m未満の部分は包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-223号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

道路判定R2-044号にて判定範囲変更

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-224号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-225号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-226号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-227号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	□　建築基準法第42条第2項による道路 □　建築基準法第42条第1項第3号による道路 □　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） □　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年10月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

※一般県道広畑・青山線（夢前川サイクリングロード）である。道路幅員が4m以上は、法第42条第1項第1号による道路として取扱う。※県道との接道については、兵庫県中播磨県民局管理1課にて、敷地と道路との接道を確認して下さい。※道路幅員が4m未満のものは、法第43条1項ただし書による空地として取扱う。

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-228号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-229号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年10月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-230号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年10月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-231号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-232号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-233号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	幅員が4m以上あり、全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-234号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-235号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-236号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判断結果 （別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地 （認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

開発道路築造により、判定範囲一部変更(R6.4.8)

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

判定番号
H17-237号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年10月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-238号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-239号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-240号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-241号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H17.12.19協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-242号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年10月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-243号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年11月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-244号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年10月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-245号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年11月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-246号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-247号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年11月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-248号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年11月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-249号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月7日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-250号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-251号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-252号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H31-164号にて判定範囲変更

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-253号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-254号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年11月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-255号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください1。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H18.6.26一部協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-256号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年11月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-257号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-258号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①③ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において①③は包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

市道編入に伴いH31-087号にて判定範囲変更

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-259号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年11月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-260号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-261号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年11月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-262号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-263号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年11月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

４２－１－１扱い

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-264号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-265号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年11月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-266号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-267号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-268号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年11月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-269号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-270号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-271号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年11月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-272号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年11月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-273号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年11月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-274号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。許可申請に関しては原則として包括同意基準に該当する必要があります。事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-275号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。許可申請に関しては原則として包括同意基準に該当する必要があります。事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-276号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年11月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-277号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年11月29日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-278号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-279号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H17.12.21一部協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-280号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年12月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-281号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-282号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-283号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H18.3.7協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-284号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月7日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-285号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）（H17.12.9訂正）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-286号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　③　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。申請地の協定範囲に擁壁など構造物がある場合、撤去し、空地整備が必要です。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。青線水路部分の協定は、地元水利の同意要。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H18.5.8一部協定済、H27.4.2協定済（H26-144号）

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-287号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-288号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-289号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成17年12月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-290号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-291号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-292号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-293号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月16日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-294号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月19日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-295号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②③ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、②は包括同意基準3-（4）に、③は包括同意基準3-（5）該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H18.1.12一部協定済、H9-56号再判定

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-296号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-297号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H28.1.13協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-298号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-299号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-300号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-301号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月4日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H2.11.15協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-302号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年1月4日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-303号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成17年12月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-304号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年1月4日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-305号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月4日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-306号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月4日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-307号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において①は包括同意基準2に、②は包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H22.5.12市道供用開始、一部未供用に伴い取消

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-308号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-309号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	公民館は里道上に建っているのでは？公民館・はなおか商店の確認時は道路区域要確認。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-310号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-311号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年1月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-312号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月16日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-313号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月16日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H18.10.13協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-314号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年1月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-315号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	H18.1.17　当該道路状のものは河川管理区域外であることを確認（中播磨県民局管理2課）。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月19日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H18.1.17道路形状は、河川管理区域外

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-316号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-317号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-318号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-319号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月19日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-320号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年1月19日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-321号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法策43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月19日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

判定番号H31-75号にて判定範囲変更

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-322号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-323号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

Ｈ22.5.12市道供用開始に伴い範囲変更、Ｈ23.12.16一部協定済、道路判定番号R2-045号にて判定範囲変更

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-324号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-325号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年1月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-326号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-327号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年1月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-328号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H18.10.13協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-329号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-330号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-331号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年1月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-332号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-333号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H29.3.16市道編入済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-334号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-335号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-336号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、幅員が4m以上の部分は包括同意基準2に、幅員が4m未満の部分は包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-337号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ② 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ③ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月7日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-338号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、②のうち幅員4m以上の部分は包括同意基準2に、その他の部分は包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月7日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-339号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-340号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年2月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-341号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-342号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-343号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、幅員が4m以上の部分は法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-344号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-345号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月16日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-346号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月16日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-347号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、①幅員4m以上の部分は包括同意基準2に、②幅員4m未満の部分は包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月16日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-348号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）（6）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-349号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合。法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H28.9.1協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-350号

閲覧 建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測して下さい	※該当地で計測して下さい
道路の延長	－	－
道路の境界線等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	□　建築基準法第42条第2項による道路 □　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） □　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。公園管理者の許可書、同意書がある場合でも公園緑化課への合議要。	

上記のとおり判定する。　　平成18年2月22日

〒　670-8501　姫路市安田四丁目１番地
都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL　079-221-2579

備　考
R2-208号にて、判定範囲変更

注1]　この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]　建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で確認してください。
注3]　判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]　この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-351号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年2月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-352号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年2月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-353号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-354号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-355号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43号第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年2月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-356号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-357号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年3月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-358号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年3月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-359号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成28年3月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-360号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-361号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年3月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-362号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-363号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年3月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-364号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基年3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-365号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-366号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☑　①　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H18.11.15協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-367号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、幅員が4m以上の部分は包括同意基準3-（4）に、幅員が4m未満の部分は包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-368号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-369号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-370号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-371号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-372号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、幅員4m以上の部分は包括同意基準3-（4）に、幅員4m未満の部分は包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H27.11.17協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-373号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年3月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-374号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年3月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-375号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年3月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

４２－１－１扱い

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-376号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年3月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-377号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年3月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-378号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-379号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-380号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-381号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年3月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-382号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H23.12.2協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-383号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年3月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-384号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H18.3.22協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-385号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年3月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-386号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H19.4.4協定済、H24.8.8協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-387号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①②建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準2、3-(4)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H18.3.27協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-388号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年3月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-389号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-390号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月29日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-391号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☑　①　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-392号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-393号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月29日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-394号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-395号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年3月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-396号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H19.3.13一部協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-397号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	－	－
私道等の地番	－	－
私道等の地目	－	－
私道等の所有者	－	－
道路の側溝	－	－
道路の舗装	－	－
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	－	－
道路の境界明示等	－	－
道路として使用された時期	－	－
判断結果（別図の範囲）	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年3月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-398号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（4）又は3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

※区画整理事業により取消し

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-399号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は個別案件審査となります。許可申請に関しては事前に建築指導課までご相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成18年3月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H17-400号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
私道等の地番	―	―
私道等の地目	―	―
私道等の所有者	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	―	―
道路の境界明示等	―	―
道路として使用された時期	―	―
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成18年3月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考